

所得補償保険、団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書質問事項

（ご回答は加入申込書の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。）

【親介護一時金】以外用

※【親介護一時金】（団体長期障害所得補償保険【親介護一時金支払特約】は【親介護一時金-休業】専用をご確認ください。）

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」はお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「告知書質問事項」は必ず健康保険者となる方が、加入申込書の「健康状況告知書質問事項回答欄」にお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケガ※</li> <li>●正常分娩</li> </ul> ※以下については、疾病として告知対象となります。 容積の増減・骨質・腰痛、腰部捻挫、椎間ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、肩椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間椎間症、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性聴覚障害（ギョクリ腫）、半月板損傷、ばね指（手指関節腱鞘炎）、骨間関節炎、関節内傷、変形性関節症、頸部外傷後遺症、脳挫傷
-----------------	---

【所得補償保険】、「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

質問1、2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けできます。

質問1	次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等 <sup>※</sup> は除きます）。 ①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等 <sup>※</sup> をすまられている。 ②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から観察による入院・手術のため受検の指示を受けたものをいいます。精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。 ③「がん」、「上皮下がん」。
質問2	告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病名と医師に診断されたり、医師による検査 <sup>※</sup> ・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「糖尿病」 ②「高血圧症」、「脂質異常症」 ③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」 ※検査結果が異常ななかった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

継続加入いただけるお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ  
 現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込書の「特定疾病告知欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群<sup>※</sup>については、保険金をお支払いしません。各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ、「健康状況告知書ご記入のご案内」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」または「加入者証」に記載されています。「疾病・症状群」をご確認ください。引受保険会社のホームページには、有記のQRコード<sup>※</sup>からアクセスいただけます。  
 ※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。  
 ※2 QRコードは（株）デンソーグループの登録商標です。



継続時には、あらかじめ規定の継続期間に記した告知をしていただくことができます。  
 なお、保険期間の中で告知する疾病・症状は、引受保険会社から保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。  
 あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかの取扱いとなります。  
 <告知の結果、お引受けできる場合>  
 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。  
 この場合は、加入申込書の「特定疾病告知欄」に表示されている疾病コード、疾病・症状名（ケガ等）を二重線で削除してください。  
 なお、条件を削除して継続いただける場合でも、保険金のお支払内容は、疾病別の保険契約の条件で判断することがあります。  
 <告知の結果、お引受けできない場合>  
 ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱着または引受保険会社までご連絡ください。

所得補償保険用職種コード一覧

職種	職業名・職種名
0.11	研究者・研究員
0.21	芸術者（映画・気球を含まず）
0.22	芸山
0.23	航空機（操縦する方は除きます）
0.24	士大、建築
0.25	造船
0.26	上記以外の技術的な業務に従事する方
0.31	教員・教師・講師
0.41	医師（獣医を含みます）、歯科医師
0.42	薬剤師
0.43	船医
0.44	歯醫師、助産師、看護師（視覚を含みます）
0.45	マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師、骨つぎ師、電通整復師
0.49	上記以外の技術的な業務に従事する方
0.51	政治家、政治家
0.61	農業スポートマン
0.71	その他の専門的な職業に従事する方
0.72	農林漁、刑事、検事、司法書士、行政書士等
0.73	公務員士
0.74	税理士、社会保険労務士、弁護士、中小企業診断士、技術士、計理士等
0.75	記者、編集者（戦争通信員は除きます）、文芸家、著述家、評論家、宗教活動に従事する方、社会福祉士に関する専門的な業務に従事する方、カメラマン（戦争カメラマンは除きます）、写真家（撮影技術、助手等を含みます）、検査員
0.76	農林業、生業、土木建築業、水産業、水産管理士、自動車運転士
1.11	管理労働従事者
1.21	一般労働従事者
1.31	作業労働従事者
1.41	高度技術労働従事者
1.91	その他の高度技術労働従事者
2.11	農耕作業者
2.21	漁業作業者
2.31	養蚕作業者
2.41	林業作業者
2.51	その他の林業作業者
2.61	漁業作業者
2.71	採掘作業者
3.11	鉄道関係従事者
3.21	船舶関係従事者
3.31	自動車運転者
3.41	航空関係従事者
3.51	その他の運輸従事者
3.61	通信従事者
4.11	金属材料製造作業者
4.21	金属加工作業者
4.31	電気機械器具組立・修理作業者
4.41	船舶組立・修理作業者
4.51	計測・光学機械器具組立・修理作業者
4.91	その他の機械組立・修理作業者
5.11	製糸・紡績作業者
5.21	織物・縫製作業者
5.31	糸・繊維製品の製造作業者
5.41	ゴム・プラスチック製品製造作業者
5.51	印刷・製本作業者
6.11	ゴム・プラスチック製品製造作業者
6.21	かわ・かわ製品製造作業者
6.31	窯業・土石製品製造作業者
6.41	飲食料品製造作業者
6.51	化学製品製造作業者
7.11	建設作業者（陸上）
7.21	建設作業者（海上）
7.31	高度技術労働従事者
7.41	技術補助員
7.91	その他の計測工、生産工組作業者
8.11	保安業従事者
8.21	家事サービス業従事者
8.31	暮らしサービス業従事者
8.91	その他のサービス業従事者
9.11	家事従事者、上記のいずれにも入らない方

（注）航空機乗員または航空機使用事業、自家用航空機乗組員の方は、代理店・扱着または引受保険会社にご相談ください。



0000005

AGH67 2730

A02

A00034

UM NC11659284